

第65回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会議事概要

1 日時

令和2年2月25日(火) 13時30分～15時30分

2 場所

埼玉会館6階 6B会議室

3 出席委員

猪木委員、及川委員、齊藤委員、長岡委員、早坂委員、宮本委員

4 審議事項及び結果

(1) 総簡加) ラグビーロード整備(改築)工事(青山熊谷線その1)124

(熊谷県土整備事務所) 【一般競争入札(総合評価)】

(質疑応答)

- 総合評価方式の自己審査型は、事前に応札者から提出された書類で適格、不適格を判断するということか。

通常の入札では、入札前に指定された書類を全て審査しなくては行けないが、非常に手間がかかるので、自己審査型では、まず相手方に自己審査をして頂いてそれを基に入札を行い落札候補者が決まった段階でそれに間違いがないか確認する。

今回の案件で、不適格となったものはあるか。

今回の案件ではなかったが、案件によっては不適格となるケースもある。

不適格となった場合の罰則などはあるか。

罰則はない。

入札の際に、入札価格が6社中5社同じ金額となっているが、どのような理由で同じ金額となるのか。

入札の際に、調査基準等価格(この価格を下回ると工事を厳しい基準で行う必要が出てくる)というものを設けているが、単価等が全て公表されているため、舗装工事の場合は特に、応札者側が調査基準価格を予想するのが容易であり、発注者側の積算を千円単位まで正確に把握することができる。よって、調査基準等価格を下回らない金額で5社が並んだと推測できる。

総合評価の評価点と、入札の金額が一致して、最後くじになっているが、くじはどのように行うのか・

くじは、電子くじとなっている。

今回の案件では、評価点と入札金額が同じ入札者がおりくじとなったが、入札金額と評価点がそれぞれ違う場合は、どのように選定するのか。

総合評価の場合は、最終的に評価点数で決定されるので価格評価との、逆転は十分起こりうる、また実際何度も起こっている。

- 今回の案件の入札資格者が20社程度と想定しており、実際に入札してきたのが6社であるが、入札には参加してくれたほうなのか。

入札参加数について、今回の案件は、多くも少なくもない状況。舗装工事については比較的人気がある業種であり、不人気な工事の場合は、入札が少なく成立しないときもある。

- 応札してくれる事業者は、減ってきているのか。

工事の応札者数というのは、発注業種や、発注時期によって変わってくる。例えば、事業者の手が空いている時期であれば、応札者が増える。また、平均応札者数は7, 8社程度となっている。よって、発注業種や、手持ち工事数、発注時期、工事の人気によって応札者数は変化するので、一概に応札者が減少しているとは言えない。

応札が少なかった場合の対策などはあるか。

少なくともならないような条件設定を行ってはいるが、条件設定を下げ過ぎて施工能力がない事業者が落札されても困ってしまう面もある。

今回の案件で、事業者に声をかけることはしているか。

事務所のほうから声をかけることは、一切行っていない。

(結果)

当案件の入札・契約手続きは適正に行われていた。

(2) 橋りょう修繕工事(落合橋補修工)(飯能県土整備事務所)

【随意契約(随契5号)】

(質疑応答)

今回の案件について、当初の道路の穴をふさぐ工事と、橋りょうの修繕工事は別の事業者が施工しているのか。

道路の穴をふさぐ工事については、別の事業者が工事をおこなっている。道路の舗装の維持管理については、年間を通じて事業者と委託契約をしている。道路に穴があいた場合などの舗装に関しての単価契約を結んでいて、そちらの事業者に、緊急の応急手当をしてもらった。その後、調査を行ったところ、橋りょうの土台の下から、土砂が流れ出していることがわかり、それを別の事業者に補修工事を依頼したのが、今回の案件である。

捨て石工 2.4m とあるがどういうことか。

捨て石 2.4m というのは幅を標記しており、橋の土台の幅は7mであるが、土台の前後も経年で流されている面もあり、そちらも碎石で埋めることとした。

上下流方向に合わせて2.4mということか。

そのとおりである。

これで、土量はわかるものなのか。

各位置の断面の深掘しているところ、浅いところを、数か所とり、平均断面を算出し、延長でかけて土量を計算している。

工事業者を選定する条件として5つ理由を挙げられているが、これを満たす事業者は、1社だけではないと思うが、今回の事業者に決まった理由は何か。

今回の事業者は、飯能市に所在を置く会社である。今回の案件は日高市であるが、日高市にも建設業協会に加盟している事業者が数社あるが、手持ちの工事などの関係で、緊急で動ける状況ではなかった。橋りょうの調査と同時に動ける事業者を探したところ今回の事業者が工事を請け負っていただけということで決定した。

今回のように橋台の下に土砂が流出してしまうということは起こるのか。

まれに起こることもある。飯能県土整備事務所管内に、飯能市のうち旧名栗村の地域では、河川の勾配が厳しいので、河川に並行する道路だと下をかなり洗われてしまうため、場所によっては土砂の流出が起きる。

降雨の影響も考えられるか。

一回の降雨で土砂が流出するというよりは、経年的なものによって徐々に削られていくという状況である。

最近は、自然災害の被害も大きくなっているが、調査などの対策とるのが良いのではないか。

飯能県土整備事務所でも、橋りょうの点検をおこなっていて、今回の案件である落合橋に関しては、平成30年5月にも路面に穴が開いた箇所があり、橋の土台を含めた調査を行おうと手続きを進めていたところ、今回の事案が発生した。

今回の案件について、どのように緊急で動ける事業者を見つけ出せたのか。

飯能県土整備事務所の管内で、埼玉県と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している埼玉県建設業協会に加盟している事業者が27社ある。今回の案件が日高市内であるので、まずは同市内所在の事業所の中から探したが、見つからなかった。そこで、同市の隣接の飯能市内所在の事業所の中から探したところ、今回の事業者は、土木工事の業種の格付が、「@(マルエー)」で、管内最大の人員数で建設機械を多数保有し、即時に対応可能であることから、今回の事業者に依頼をした。

何社ぐらいに依頼したのか。

日高市内の事業者の3社に依頼した後、今回の事業者に依頼したところ、引き受けて頂いた。

そのような事業者の選定作業は、県土整備事務所内ですべて行っているのか。

管内で問題が起きたときには、基本的に所管している事務所で対応しているが、どうしても対応が難しい場合は、隣接する県土整備事務所に応援を依頼するなど連携をとれるようになっている。

橋の写真を確認すると、一部クラック(ひび)が入っているが問題はないか。

定期的に点検を行っており、現状は問題ない。

資料にある予定価格調書と、受注業務積算書の関係はどうなっているか。

通常、工事を発注する場合は、県が、現場を確認し、図面を描き、数量を決め、それにより積算を行い設計書を作成するが、今回の場合のように緊急性が高く突発的な工事の場合は、事業者側で積算を行って受注業務積算書を提出してもらい、それをもとに県が工事設計書を作成し、受注業務積算書が正しいか確認のうえ、工事設計書に基づいて予定価格調書を作成している。

今回の案件では、事業者から提出された受注業務積算書と、県で作成した工事設計書の額は、同じであった。

(結果)

当案件の入札・契約手続きは適正に行われていた。

(3) 30 柿受第804号支線2号移設工事 (新三郷浄水場)

【随意契約 (随契8号)】

(質疑応答)

もともと、草加市発注の排水路整備工事に伴って発生した配水管の移設工事であると思うが、そのような工事を入札にかけなければいけないのか。例えば、草加市発注工事の事業者と、違う事業者が工事を行うと上手くいかないと思うが入札で行わなければいけないのか。入札にかけないで草加市発注工事の事業者に依頼できないのか。

工事箇所が^{ふくそう}輻輳する場合でも、前の事業者がその工事を行うということにはなっていない。よって、まずは競争入札で参加者がいるか確認している。

工事箇所が^{ふくそう}輻輳する場合は、各発注機関がそれぞれ事業者を選定しているのか。

道路上の工事の場合、工事箇所が^{ふくそう}輻輳することはよくある。例としては、下水道や、ガス会社、電力会社と常に道路上では交差している。このような場合、各発注機関それぞれが、工事業者を選定している。

今回の案件では、入札は不調であったということだか、理由は、設計額が事業者が考えている額より低いということもあると思うが、その差はどういうところにあるか。難しい工事であれば、その部分を考慮するような金額を設定するということはできないのか。

埼玉県の積算基準に基づき積算を行っているが、積算基準というのは、標準的な施工についてのものであり、今回の案件のように規模が小さく、他の工事

(今回の案件では、草加市発注工事)の状況も加味しながら工事を行わなければいけない等の状況だと難しい面もあり、今後の課題である。

一回目、二回目の入札ともに辞退とあるが、その理由はわかるか。
事業者を確認することはないので不明である。

一回目、二回目の入札とも、今回実際に工事を行った事業者は入札に参加していないのか。

入札には参加していない。今回の案件は、難工事ということもあり入札参加資格を、@ (マルエー) 級もしくはA級の業者としていたところ、実際に工事を行った事業者は、B級のため入札には参加していない。

当初の入札の段階では、難工事ということで、@級・A級の事業者を対象としているが、随意契約に切り替えた際に、B級に範囲を広げたことについて発注者側として説明はつくのか。

随意契約に切り替えた際に、範囲をB級に広げたということではなく、交差している草加市発注の排水路整備工事を請け負っている今回の事業者であれば、別々の事業者が工事を行うよりも難度が下がるので、施工が可能であると判断し、今回の事業者と随意契約を行った。(今回の工事は、草加市発注の排水路整備工事に伴い発生した工事であり工事箇所が交差する等で難工事であるが、同一の事業者が行うのであれば、事業者間の調整等が不要になり難易度が下がると判断した。)

草加市が発注した排水路整備工事の施工事業者が、例えば、C級であってもその事業者と契約を行うのか。

その通りである。今回の工事は、本工事と草加市発注の排水路整備工事の両工事の施工管理を一体となって実施する必要がある特殊性を有していて、今回の工事が施工可能なのは排水路整備工事の受注者である今回の事業者であると判断した。

そうすると、当初入札にかけた際に、@・A級に設定する必要があったのか。

水路の前後に、水を通水しながら工事を行うバルブなどを設置する等があるので、企業局で発注している水道管工事では、そういった工事は、@・A級と判断しているので今回も、入札の段階では、@・A級を対象とした。

仮に、一回目の入札で事業者が決まっていればその分早く工事に入れると思うが、今回、二回目の入札も不調で、随意契約に切り替えている点で、時間的なロスはどの程度であったか。

8月末に公告し、契約が10月末なので2カ月ほどかかったため、1カ月程度の遅れがあったが、年度内には終わるよう契約を行った。

類似の案件があった場合は、今後も今回のような流れになるのか。

制度上、埼玉県では、1000万円以上は、競争入札の対象となっていて、500万円以上もできる限り競争入札でやって頂いている。今回、まず競争入札で行い、不調であったので随意契約に切り替えたという過程は、とくに問題はない。ただ、現場状況を確認したうえで、競争入札で行うか、はじめから随意契約で行うかはあくまで現場判断になるので現場に即した判断も可能である。

(結果)

現場判断でもう少し、効率化できることもあると思われるので、今後の入札に生かしてほしい。

当案件の入札・契約手続きは適正に行われていた。